

Financial
System
Report

FSR

金融システムレポート

金融システム面における
日本銀行の施策



日本銀行
2005年8月

金融システムレポート
金融システム面における日本銀行の施策
©Bank of Japan 2005

日本銀行 金融機構局
103-8660
東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
電話：03-3279-1111

目 次

1．はじめに	1
2．特例的な措置の現況	1
3．当座預金取引及び貸出取引	7
4．考査・モニタリング	1 2
5．その他	1 5

金融システム面における日本銀行の施策

1 . はじめに

日本銀行は、金融政策を遂行するとともに、金融システムの安定性・効率性の維持・向上にも努めており、そのために、当座預金取引をはじめとする各種の業務のほか、その時々状況に応じて必要な施策を講じてきている。

以下では、「金融システムの現状と評価 - 銀行セクターを中心に - 」で述べた環境の下で、日本銀行が主として2004年度中に実施した施策の概要、考え方などをとりまとめた。

2 . 特例的な措置の現況

(1) 概観

過去10年余にわたり、わが国金融システムにとって最も重要な課題は、金融機関の不良債権問題を克服し、金融システム全体としての健全性と安定性を回復することであった。2004年度の施策について述べる前に、まずこの間の金融システムを巡る状況と、政府及び日本銀行の施策を概観すると、以下のとおりである。

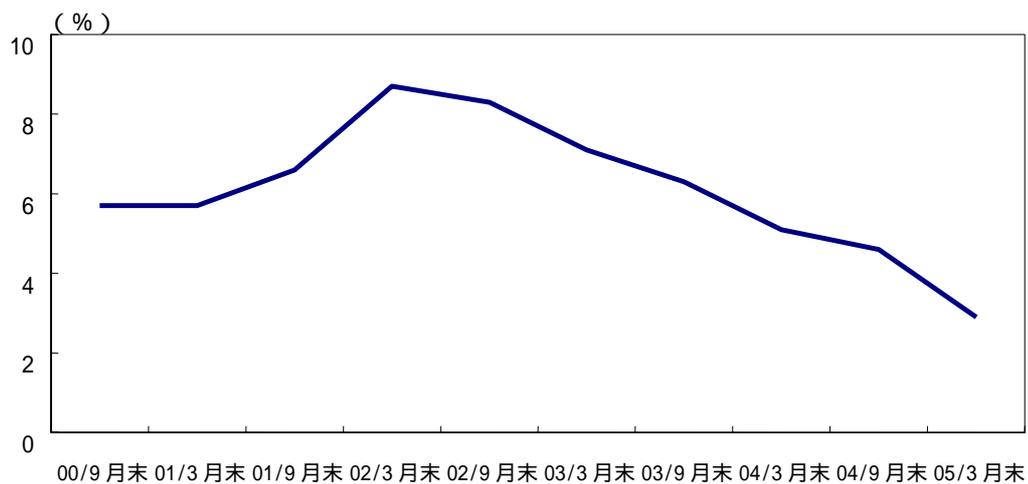
わが国金融システムは、いわゆるバブル経済の崩壊によって不動産関連を中心とした金融機関の貸出資産の価値が急速に劣化したことから、不良債権問題に直面した。これにより、わが国金融機関の経営の健全性に対する内外からの信認は大きく低下し、個別金融機関の破綻が金融システム全体に対する不安をもたらしやすい状況となった。金融機関は、多額の不良債権処理を続けたが、その後も、景気低迷の長期化やエマージング諸国との競合激化に伴う企業の売上減少などから、高水準の不良債権の新規発生が続いた。

こうした金融環境の下では、特例的な措置を講じていく必要があった。ペイオフの凍結（金融機関破綻時における預金等全額保護）により、預金者等の不安を回避しつつ、金融と産業の一体的な構造調整・再生を進めるために、整理回収機構による健全金融機関からの不良債権等の買取りや、産業再生機構による金融機関からの債権買取りなどの措置が、政府によって講じられた。

この間、日本銀行は、政府と連携し、破綻金融機関の円滑な処理のため必要な資金を特融等により供給し、金融システムの安定確保に努めた。また、持ち合い等により金融機関が多額の株式を保有し、その価格変動リスクが金融機関経営の大きな不安定要因となっていたことから、金融機関保有株式の買取りを行った。

景気の持ち直しやこれらの措置の効果などから、2004年度には、金融機関における不良債権のオフバランス化が進展し、大口債務者を含む企業再生努力が成果を挙げるなど、不良債権問題への対応が相当程度進捗し、金融システムの健全性や安定性の回復が進んだ。この結果、政府による一連の特例的な措置は、いずれも2005年3月末で終了した。日本銀行も、金融機関保有株式の買取りを2004年9月末で終了したほか、2005年3月末時点の特融の残高はゼロとなった。

大手行の不良債権比率の推移



(2) 特融関係

日本銀行は、信用秩序の維持のため必要な場合には、4原則^(注)に即して、日本銀行法第38条に基づく貸付(いわゆる特融)を実施している。特融の残高は、ピーク時(1997年12月)には約4兆円に上ったが、2005年3月末時点ではゼロとなった。2004年度中に終了した貸付は、次の2件である。

(注) 原則1. システミック・リスクが顕現化する惧れがあること。

原則2. 日本銀行の資金供与が必要不可欠であること。

原則3. モラルハザード防止の観点から、関係者の責任の明確化が図られることなど適切な対応が講じられること。

原則4. 日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること。

(みなと銀行向け劣後特約付貸付)

日本銀行は、2004年12月30日、みなと銀行向け劣後特約付貸付につき、同行からの申出に基づいて期限前弁済を受け、全額を回収した。

この劣後特約付貸付は、1996年1月29日に、兵庫銀行の経営破たんを受けて設立されたみどり銀行に対して、同行の資本基盤強化のために、旧日本銀行法第25条に基づく認可を受けて実施したものである。その後、1999年4月1日にみどり銀行と阪神銀行が合併してみなと銀行が設立されたことに伴い、劣後特約付貸付にかかる債務がみなと銀行に承継され、日本銀行は、2000年3月31日及び2003年12月30日に一部期限前弁済を受けた。

(山一証券向け特融)

山一証券への特融は、2005年1月26日、東京地方裁判所において同社の破産の終結が決定されたことに伴い、終了した。

この特融は、1997年11月24日、山一証券が廃業及び解散に向けて営業休止を決定・公表したことを受けて、同社の顧客財産の返還、既約定取引の決済、海外業務からの撤退等に必要な資金を供給するために、旧日本銀行法第25条に基づく認可を受けて実施したものである¹。その後、同社は1999年6月2日に破産宣告を受け、日本銀行は、破産手続の中で適切に権利を行使すること等を通じて、同社に供給した資金の回収に努めてきた。

2004年度中の回収実績としては、みずほコーポレート銀行から、同行が日本投資者保護基金から受領した貸付債権譲渡代金²(18億82百万円)相当額について、返済を受けたほか、山一証券の破産手続における最後配当金を受領したこと等から、80億円を回収した。なお、同社の破産宣告以後の累計回収額は、2,265億円(回収率67.1%)となった。

¹ 貸付の条件等については、「山一証券への資金融通のための富士銀行に対する貸出措置に関する件」(1997年11月24日公表、www.boj.or.jp/seisaku/97/giji97016.htm) 参照。

² みずほコーポレート銀行から日本投資者保護基金への債権譲渡については、「山一証券への資金融通にかかる債権の一部譲渡について」(2004年11月26日公表、www.boj.or.jp/set/04/fss0411a.htm) 参照。

同社の破産手続終結に伴い、終結時における貸付残高1,111億円は、回収不能となった。当該回収不能額については、貸倒引当金を取り崩して償却した。

日本銀行は、山一証券への特融にかかる最終処理として、当該貸付1,111億円の毀損が日本銀行の財務の健全性を損なわないようにするため、2004年度決算において、特融が回収された場合には法定準備金として積立てられていたと考えられる金額55億円^(注)につき、日本銀行法第53条第2項に基づく認可を受けて法定準備金の積立てを行った。

(注) 回収不能額1,111億円に、日本銀行法第53条第1項に定める積立率(5%)を乗じて算出。

なお、日本銀行は、足利銀行に対する預金保険法第102条第1項第3号に定める特別危機管理措置の必要性の認定(2003年11月29日)が行われたのを受け、同行に対して、必要な場合には特融により資金を供給することを決定した³。しかし、同行は、日本銀行からの資金供給を受けることなく所要資金を調達することができていたため、特融の実施には至っていない。

(3) 金融機関保有株式の買入れの終了

日本銀行は、2002年11月以降、金融機関による保有株式の価格変動リスク軽減努力をさらに促すための施策として、日本銀行法第43条第1項ただし書きに基づく認可を受けて、2004年9月末まで、金融機関保有株式の買入れを行った。買入期間中の累計買入額(グロスベース)は、2兆180億円となった。

2002年当時、金融機関保有株式の価格変動リスクが、金融機関経営の大きな不安定要因となっており、このリスクを軽減することは、金融システムの安定を確保するとともに、金融機関が不良債権問題の克服に着実に取り組める環境を整備するという観点からも、喫緊の課題と考えられた⁴。日本銀行による金融機関保有株式の買入れ

³ 貸付の条件等については、「足利銀行に対する信用秩序の維持に資するための資金の貸付けにかかる特別措置の実施等に関する件」(2003年11月29日公表、www.boj.or.jp/seisaku/03/giji03122.htm) 参照。

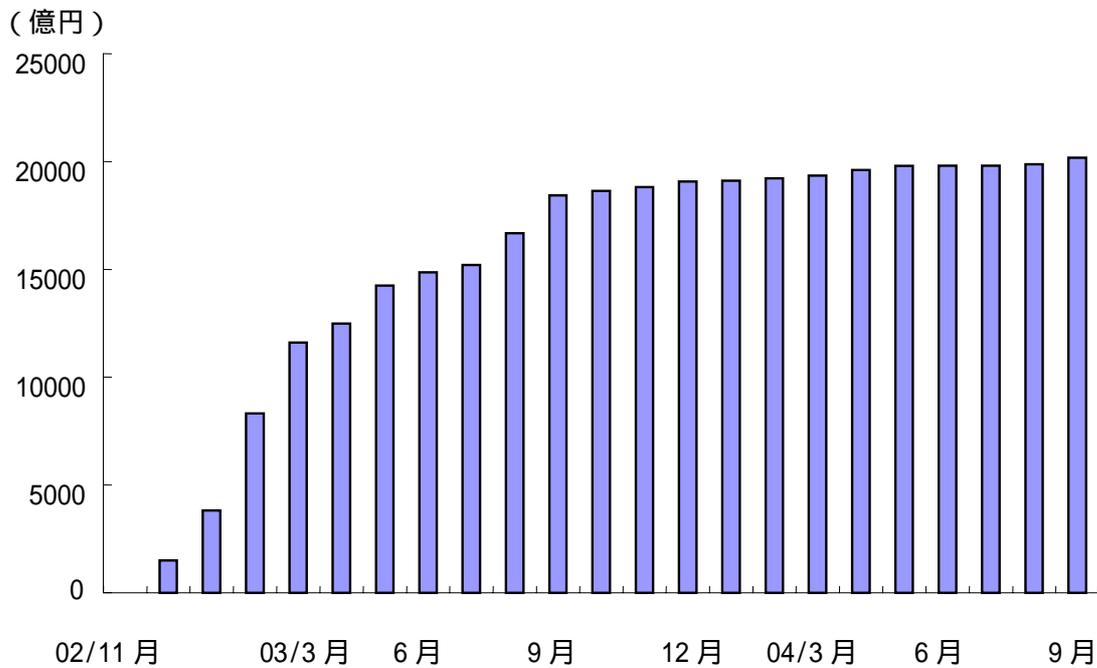
⁴ 金融機関の株式保有および不良債権問題に関する当時の日本銀行の認識については、「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」(2002年9月18日公表、www.boj.or.jp/set/02/fss0209a.htm) 及び「不良債権問題の基本的な考え方」(2002年10月11日公表、www.boj.or.jp/set/02/fss0210c.htm) 参照。

は、こうした認識を踏まえ、臨時異例の措置として行ったものである。

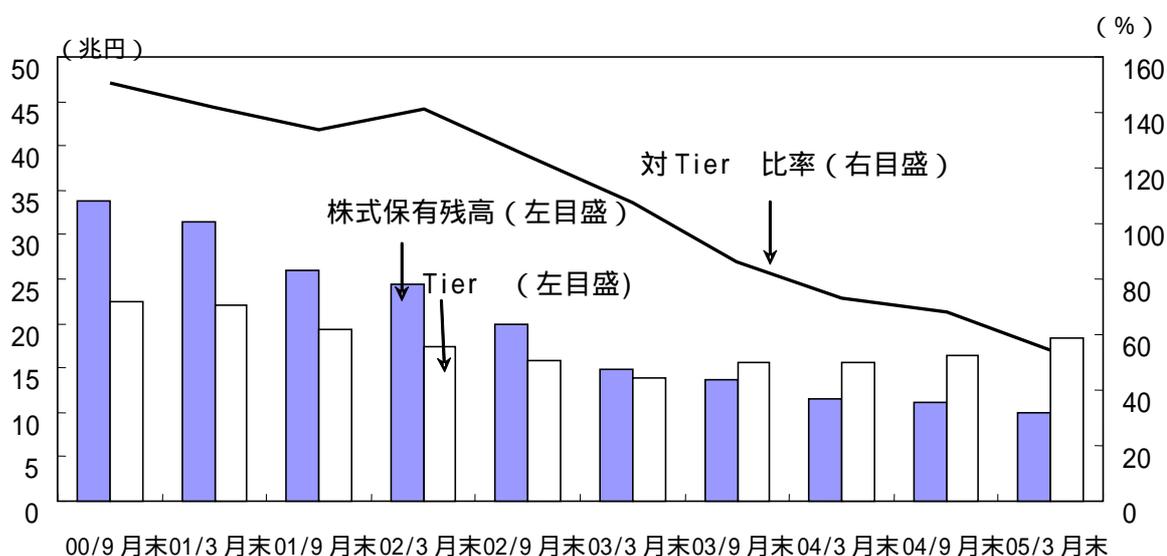
日本銀行の株式買入期間を通じて、金融機関の過大な株式保有の構造はかなりの程度改善され、不良債権処理も進展した。こうしたことから、日本銀行では、株式買入れ措置は、概ね所期の目的を達成したと考えている。

なお、運用損益面では、2004年度は、配当金等（317億円）及び発行会社の自社株買入要請に応じた売却に伴う売却益（71億円）の計上から、385億円の運用益が発生した。2005年3月末時点における評価損益は、6,376億円の益超となった。

日本銀行による金融機関保有株式買入額の推移



大手行の株式保有額と Tier の推移



00/9 月末01/3 月末01/9 月末02/3 月末02/9 月末03/3 月末03/9 月末04/3 月末04/9 月末05/3 月末

(注1) 新生銀行およびあおぞら銀行を除く。

(注2) 株式保有額は「その他の保有目的株式(時価のあるもの)」(連結ベース、含み益は控除)。

株式買入れスキームの概要⁵

買入総額	総額3兆円(当初2兆円、2003年3月25日に増額を決定)
対象金融機関	株式等保有額が自己資本(Tier 1)を超過している銀行
買入対象銘柄	上場株式(BBB マイナス相当以上) ただし、(a) 取引所における売買成立日数が年間200日以上あり、かつ、(b) 当該取引所における売買累計額が年間200億円以上のものに限る
買入方法	金銭の信託を設定し、信託財産として株式を買入れ
買入価格	取引所における、(a) 売買高加重平均価格、または、(b) 最終の売買成立価格のいずれか低い方
買入対象金融機関 毎の買入上限	株式等保有額の自己資本(Tier 1)超過額 ただし、累計7,500億円(当初5,000億円、2003年3月25日に増額を決定)を上限
銘柄毎の買入上限	(a) 総株主の議決権の5%、または、(b) 格付けと年間売買高に応じて定める一定額のいずれか少ない方

⁵ 詳細は、「株式買入等基本要領の制定等に関する件」(2002年10月11日公表、www.boj.or.jp/set/02/fss0210a.htm#betsu)参照。

処分方針	原則として2007年9月末までは処分を行わない ただし、発行会社から時価による自社株買入の要請を受けた場合等には、例外的に処分を行うことがある 2017年9月末までに、株式市場の情勢を勘案し、適正な対価で処分
議決権行使	議決権行使の指針を信託銀行に提示し、信託銀行が善管注意義務に従って行使

3 . 当座預金取引及び貸出取引

(1) 取引開始の考え方

日本銀行は、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資すること」という日本銀行法第1条第2項に定める目的を達成するために、資金決済の主要な担い手など一定の要件を満たす金融機関等との間で当座預金取引を行っている。

日本銀行の当座預金取引の相手方は、取引開始を希望する旨を日本銀行に申出た者の中から、その者と当座預金取引をすることが日本銀行の目的の達成に資するかどうかという観点に立って、日本銀行が選定している。

また、日本銀行は、個別の金融機関の業務や経営に問題が生じ、それが決済不能の連鎖や信認低下の波及を通じて金融システム全体に影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて、「最後の貸し手 (Lender of Last Resort)」として、資金の貸付けを行うことがある。日本銀行法第37条に基づく資金の貸付け (一時貸付) や、同法第38条に基づく資金の貸付け (特融) も、日本銀行が「最後の貸し手」として行う貸付けである。

日本銀行が資金の貸付けのために用いる手段は、手形貸付、電子貸付 (手形又は証書を用いることなく日本銀行金融ネットワークシステムにより行う当座貸越以外の資金の貸付けをいう。) 及び当座貸越であり⁶、日本銀行は、それぞれの手段別に、取引開始を希望する旨を日本銀行に申出た者の中から、取引の相手方を選定している。

⁶ このほか、日本銀行は、旧日本銀行法第25条に基づく認可を受けて、証書貸付の方式による劣後特約付貸付を行ったことがあるが、現在は証書貸付の方式による資金の貸付けは行っていない。劣後特約付貸付については、2.(2)参照。

日本銀行の当座預金取引及び貸出取引の相手方の選定基準について

日本銀行が当座預金取引の相手方を選定する際の具体的な基準は、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」として公表されている⁷。

同選定基準に定める当座預金取引の相手方の範囲は、資金決済の主要な担い手（銀行、信用金庫、協同組織金融機関の中央団体、銀行協会など）証券決済の主要な担い手（証券会社、証券金融会社、証券取引所など）短期金融市場取引の主要な仲介者（短資会社）である。

日本銀行は、これらの者から取引開始を希望する旨の申出があり、その者の業務及び経営の内容並びに事務処理体制に問題がないなど一定の条件を満たす場合には、当座預金取引を開始する。また、同選定基準に列挙されている銀行等の業種に該当しない者であっても、その者と当座預金取引をすることが日本銀行の目的達成に資すると認められる事情があるときは、その者を当座預金取引の相手方として選定することがある。

日本銀行が貸出取引の相手方を選定する際の具体的な基準は、当座預金取引の相手方の選定基準とともに、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」として公表されている。

これらの取引については、日本銀行の当座預金取引の相手方である金融機関等（日本銀行法第37条に定める金融機関等をいう。）から、取引を開始したい旨の申出を受け、日本銀行が当該申出に応じることが適当でないとして認められる特段の事情がない場合には、取引を開始することとしている（ただし、電子貸付取引の相手方は、日本銀行の当座預金取引及び当座貸越取引の相手方である金融機関等の中から選定することとしている。）。

（2）当座預金取引の開始

2004年4月から2005年7月までの期間に、日本銀行は新たに3先と取引を開始した。2005年7月末時点での当座預金取引の相手方の数は、596先である。

⁷ 同選定基準の全文は、www.boj.or.jp/about/basic/touyo/touyo1.htm参照。

取引先金融機関数の推移

	98年度末	99年度末	00年度末	01年度末	02年度末	03年度末	04年度末	05年7月末
都市銀行・長期信用銀行	12	12	12	10	9	9	8	8
地方銀行	64	64	64	64	64	64	64	64
第二地方銀行協会加盟行	61	60	57	56	53	50	48	48
在日外国銀行	90	84	79	73	72	71	68	68
信託銀行	33	32	30	28	27	27	26	26
信用金庫	353	348	338	321	300	285	280	279
組合中央機関	5	5	5	5	5	5	5	5
証券会社	57	52	48	46	44	42	42	42
証券金融会社	3	3	3	3	3	3	3	3
短資会社	6	6	6	3	3	3	3	3
銀行協会	1	1	33	33	33	33	33	33
証券取引所	2	2	2	2	1	1	1	1
証券取引所以外の証券取引清算機関	-	-	-	-	1	1	2	3
金融先物取引所	-	-	1	1	1	1	1	1
その他	9	7	9	10	11	12	12	12
合計	696	676	687	655	627	607	596	596

2004年4月から2005年7月までの期間に、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」に列挙されている銀行等に該当しない先を当座預金取引の相手方として選定した事例は、株式会社ほふりクリアリング（2004年4月20日政策委員会決定）と、株式会社日本国債清算機関（2005年4月19日政策委員会決定）の2件である。

これらの先は、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」に列挙されている銀行等に該当しないが、日本銀行は、以下の諸点を勘案し、当座預金取引の相手方とすることが適当と判断した。

これらの先は、わが国証券決済の安全性を高めるために設立された証券取引清算機関（株式会社ほふりクリアリング）又は国債決済の安全性および効率性の一層の向上とともに国債市場の流通性向上にも資することを目的に設立された証券取引清算機関（株式会社日本国債清算機関）であり、その資金決済を日本銀行の当座預金口座で行うことは、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保に資すると認められること。

業務及び経営の内容並びに事務処理体制に問題がないと認められること。

(3) 当座預金取引に関する見直し

日本銀行は、「ペイオフ全面解禁後の金融システム面への対応について」⁸(2005年3月18日公表。以下「金融システム面への対応」という。)において、当座預金取引の相手方選定について、透明性向上を図るとともに金融機関等の新規参入を適切に支援する観点から、以下の見直しを行うことを公表した。

当座預金取引に関する見直しの内容

(当座勘定規定および当座預金取引の相手方一覧公表⁹)

当座勘定規定は、日本銀行と当座預金取引の相手方との間の基本的な権利義務関係を規定する約款である。従来、当座勘定規定は当座預金取引の相手方に限って交付する扱いとしていたが、2005年7月4日から、これを公表することとした。

また、当座預金取引の相手方(当座預金取引先)の名称一覧についても、従来は当座預金取引の相手方である者の範囲でのみ開示する扱いとしてきたが、2005年8月1日から、これを公表することとした。

(当座預金取引開始のための審査のプロセスの公表)

当座預金取引の開始を希望する者からは、業務及び経営の内容並びに事務処理体制の審査のための書類の提出を受けることとしている。従来、具体的な審査のプロセスについては、個別に通知していたが、2005年7月6日から、申出の手続、提出書類の雛形、標準的な審査期間の目安などを公表することとした。

日本銀行では、これらの見直しについて、事前に当座預金取引の相手方から意見を受付け、必要に応じて検討作業に反映させることとしている。今後も、当座預金取引については、取引の相手方等とも意見交換を行いつつ、取引の実情等を踏まえてさら

⁸ 「ペイオフ全面解禁後の金融システム面への対応について」の全文は、www.boj.or.jp/set/05/data/fss0503a.pdf参照。

⁹ 公表の実施細目については「当座勘定規定・当座預金取引の相手方一覧の公表に関する検討状況」(2005年5月31日公表、www.boj.or.jp/about/05/un0505g.htm)参照。

に見直しの余地がないか検討を継続していく方針である。

(4) 最後の貸し手機能に関する基本方針

日本銀行は、「金融システム面への対応」において、最後の貸し手機能については、以下の基本方針に基づき、今後とも適切に発揮していく旨を公表した。

最後の貸し手機能に関する基本方針

(有担保貸付 - 33条貸付)

日本銀行法第33条に基づく有担保の貸付としては、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、補完貸付を行っている。また、それとは別に、個別金融機関の業務上の必要性に対応して、市場の動向なども勘案しつつ機動的、弾力的に有担保の貸付を実施することとしており、こうした貸付についても、引続き適切に運営していく。

(金融機関等に対する一時貸付)

経営の健全性に問題のない金融機関において、電子情報処理組織の故障などの偶発的な事由により一時的な支払資金の不足が生じ、金融機関間の資金決済の円滑を確保するために必要な場合には、日本銀行法第37条に基づく貸付を機動的に実施する。

(特融 - 38条貸付)

日本銀行法第38条に基づく貸付(いわゆる日銀特融)については、今後とも、政府と連携し、4原則に即して対応していく方針である。

なお、日本銀行法第38条に基づく資金の貸付けその他の信用秩序の維持に資するための業務(特融等)は、広い意味でのセーフティ・ネット(金融危機回避のための手段)の一つであり、その具体的な運用については、預金保険制度等他のセーフティ・ネットの枠組みを前提として対応していく必要がある。この点に関連し、預金保険法では、同法に定める破綻金融機関が預金払戻し等の業務を遂行する上で必要とする資

金については、預金保険機構が供給する仕組みとなっている¹⁰。このため、金融危機の惧れが生じた場合への対応として同法第102条に基づき破綻金融機関の全債務が全額保護される措置がとられるといった場合を除いては、日本銀行が破たん金融機関に対して特融等を行うことはないと考えられる。

(5) 貸出取引に関する見直し

また、「金融システム面への対応」において、補完貸付の対象先金融機関が基準自己資本比率を下回った場合、従来は、直ちに同貸付を解約してきたが、金融機関の自己資本比率改善に向けた努力を促すとともに、その成果を評価するため、補完貸付の解約は一定の警告期間経過後とすることを検討する旨を公表した。

4. 考査・モニタリング

(1) 考査の実施状況

2004年度の考査は、国内銀行46先、信用金庫67先、外国銀行・証券会社等40先の、合計153先に対して実施した。

(2) 2005年度の考査の実施方針

「金融システム面への対応」で示したとおり、今後の考査においては、金融機関がリスク管理・経営管理の高度化を進め、顧客ニーズに応じて創造的な業務展開ができるよう支援し、それを通じて金融システム全体としての機能度や頑健性の向上に貢献していくことに力点を置くこととした。

2005年度においては、上記の方針を踏まえ、「平成17年度の考査の実施方針等について」(2005年4月1日政策委員会決定)に基づき、以下の5点を基本的視点として考査を実施することとした。

¹⁰ 預金保険機構が、その業務遂行上必要とする資金に不足を生じた場合には、日本銀行は、預金保険法の規定により、預金保険機構に対して資金の貸付けを行い得ることとなっている。ただし、同機構向け貸付は、2001年4月に民間金融機関からの借換えにより全額が返済され、その後も、同機構の新規業務実施及び借換えに必要な資金はすべて民間金融機関等から調達されているため、必要が生じていない。

2005年度の考査実施の基本的視点

(保有資産や金融取引全般の経済価値とリスクの評価)

金融機関にとっては、貸出資産のみならず、保有する資産や金融取引全般にわたり、経済価値とその変動可能性（リスク）を把握することが重要になる。

貸出資産については、DCF（Discounted Cash Flow）法的な考え方を広く応用して、金融機関との間で、貸出資産の評価に関する認識の共有を図る。

市場価値が存在しない資産や新種の資産についても、評価モデルに基づき（mark-to-model）経済価値の把握を進める。

(統合リスク管理の強化)

金融機関の経営の実情に応じ、統合リスク管理の枠組みの整備・活用を促していく。

金融機関のリスク管理状況に関する情報開示の充実を促していく。

(能動的な与信ポートフォリオ管理の定着)

金融機関の能動的な与信ポートフォリオ管理に向けた取組みを支援する。

(円滑な決済の確保)

システミック・リスクの顕現化を防止する観点から、決済システムに内在するリスクの把握に努める。

ペイオフ全面解禁後の金融機関の流動性管理の実態についてつづさに検証していく。

(金融取引の安全確保に向けた管理の強化等)

金融取引の安全確保に向けた金融機関の管理体制（法令遵守基準の設定、システム面の対応、検査・監査体制等）を確認し、必要に応じその強化を促していく。

金融機関の内部統制の機能向上を支援していく。

審査の実施に当たっては、審査の重点を、個別資産の検証からリスク管理体制の点検へとさらに移していくこととし、貸出査定を検証にかかる抽出率を引き下げるなど、金融機関の負担軽減にも引続き配慮していく。また、それぞれの金融機関の状況に応じ、立入調査の内容、審査チームの陣容、審査の期間等について、より弾力的な運用を行っていくこととしている。

(3) 審査の実施状況の開示の拡充

日本銀行は、前年度中に審査を実施した金融機関名と実施時期を、年1回、業務概況書に記載して公表することとした（平成16年度業務概況書より実施）。これは、審査の実施により、中央銀行の視点から金融機関の経営状況を定期的に検証していることを対外的に示すことによって、金融システムに対する信認を確保するとともに、これを通じて審査運営の透明性の向上を図ることとしたものである。

審査を実施した金融機関名と実施時期の公表の実施要領

公表対象

審査（日本銀行法第44条第1項に規定される、取引先金融機関等との間で締結した契約に基づき、取引先金融機関等の業務及び財産の状況について日本銀行が当該取引先金融機関等へ立入って行う調査をいう。）

公表項目

- イ． 金融機関名
 - ロ． 審査の承諾日^{（注）}
 - ハ． 立入開始日
 - ニ． 立入終了日
 - ホ． 立入開始日と立入終了日の間に中断期間があれば当該期間
 - ヘ． 審査結果の伝達日
 - ト． 通常審査及び特定分野を調査対象とした審査の別
- （注）日本銀行が行う審査の申込みに対し、金融機関から承諾の回答のあった日。

金融システムに大きな影響を及ぼす恐れがあり、審査の実施状況を公表することが適当でないとは判断した場合には、例外的に公表しないことがある。

5 . その他

(1) 信用機構局と考査局の統合

日本銀行は、2005年3月18日、2005年度の業務運営方針において、信用機構局と考査局を統合し、「金融機構局」と改称する旨を公表した。金融機構局は、従来、信用機構局と考査局が分担して担ってきた金融の安定に関する事務を一元的に担当するとともに、金融システムの機能度向上への取り組みを推進する。

信用機構局と考査局の統合及び「金融機構局」への改称は、2005年7月8日に実施した。

(2) 金融高度化センターの設置

新たに発足した金融機構局内に、金融高度化センターを設置した。同センターは、金融の高度化やその下での金融取引の安全の確保を目的とした金融機関等への働きかけの企画・立案、そのために必要な先端的な金融技術や金融情報セキュリティ技術の調査、高度な考査・モニタリング技法の開発、を所掌する。

また、金融の高度化に関する問題の所在、解決の方策等に関して金融機関と広く理解を共有するため、内外の金融機関の経営者や実務担当者を主たる対象とする公開セミナーを定期的を開催することとしている。